

福岡県障がい者福祉計画（第 6 期）・福岡県障がい児福祉計画（第 3 期） の概要について

1 計画の位置づけ

○福岡県障がい者長期計画（計画期間：R3～R8）

障がいのある人の自立や社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定。施策体系、施策の方向について定めるもの。

（根拠法令：障害者基本法第 1 1 条第 2 項）

○福岡県障がい者福祉計画・福岡県障がい児福祉計画（計画期間：R3～R5）

「長期計画」に規定する施策を具体化するために策定。市町村において策定される障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい者及び障がい児の福祉サービスの提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画を定めるもの。

（根拠法令：障害者総合支援法第 8 9 条・児童福祉法第 3 3 条の 2 2）

今年度、福岡県障がい者福祉計画（第 5 期）・福岡県障がい児福祉計画（第 2 期）の計画期間が終了することに伴い、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間を計画期間とする次期障がい福祉計画を策定するもの。

施 策	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	1	2	3	4	5	6	7	8
障害者基本法に基づく障がい者基本計画	新福岡県障害者福祉長期計画 (H16年度～H26年度)						福岡県障害者長期計画 (H27年度～R2年度)						福岡県障がい者長期計画 (R3年度～R8年度)					
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の計画	福岡県障害者福祉計画		福岡県障害者福祉計画(第2期)		福岡県障害者福祉計画(第3期)		福岡県障がい者福祉計画(第4期)		福岡県障がい者福祉計画(第5期)		福岡県障がい者福祉計画(第6期)							
児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の計画							福岡県障がい児福祉計画(第1期)		福岡県障がい児福祉計画(第2期)		福岡県障がい児福祉計画(第3期)							

2 福祉計画改定スケジュール（予定）

時 期	内 容
8 月	第 1 回審議会（国の基本指針の概要及び方針）
8～10 月	市町村ヒアリング
11 月	第 2 回審議会（具体的な計画案の提示・意見聴取）
12 月	パブリックコメントの実施
1 月	第 3 回審議会（修正案の提示・意見聴取・とりまとめ）
3 月	県議会（厚生労働環境委員会）報告、公表

(参考) 障害者総合支援法及び児童福祉法

障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）（抜粋）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～3 （略）

4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

5 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6～7 （略）

8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

9 （略）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～3 （略）

4 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

5 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 （略）

7 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

8 （略）

3 現行計画の概要

障がい者福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第2期）	
第1章 総論	
第1節	計画の概要
第2節	福岡県障がい者福祉計画（第4期）・福岡県障がい児福祉計画（第1期）の進捗状況
第2章 各論	
第1節	地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行
2	指定障がい者支援施設の必要入所定員総数
3	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
4	福祉施設から一般就労への移行等
第2節	障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策
第3節	地域生活支援拠点等が有する機能の充実
第4節	障がい福祉サービス等の見込量と確保策
1	訪問系サービス
2	日中活動系サービス
3	居住系サービス
4	相談支援
5	障がい児通所支援
6	障がい児入所支援
7	障がい児相談支援
第5節	発達障がいのある人等に対する支援
第6節	指定障がい福祉サービス等に従事する人材の養成及び指定障がいサービス等の質の向上
1	サービスの提供に係る人材の研修
2	指定障がい福祉サービス等支援の事業者に対する第三者評価
3	指導監督結果の関係市町村との共有
第7節	その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項
1	障がいのある人等に対する虐待の防止
2	意思決定支援の促進
3	障がいのある人の文化芸術活動の推進
4	障がいを理由とする差別の解消の推進
5	事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
6	共生型サービスの促進
第8節	県の実施する地域生活支援事業
1	専門性の高い相談支援事業
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
4	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整業務
5	広域的な支援事業
6	福祉サービス従事者、指導者等育成事業
7	その他の事業
第9節	収入水準向上のための計画
第3章 推進体制	
第1節	連携協力の確保
第2節	進捗状況の管理及び評価
別表 成果目標	
【資料】	

4 次期計画（案）

障がい者福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第3期）	
第1章 総論	
第1部 計画の概要	
第2部 福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）の進捗状況	
第2章 各論	
第1節 地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・令和4年度末施設入所者数の6%以上
2	指定障がい者支援施設の必要入所定員総数 ・令和4年度末の5%以上削減
3	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・入院後3か月時点の退院率 68.9%以上 ・入院後6か月時点の退院率 84.5%以上 ・入院後1年時点の退院率 91.0%以上 ・退院後1年以内の地域平均生活日数 325.3日以上
4	福祉施設から一般就労への移行等 ・福祉施設利用者の一般就労への移行者数 1.28倍以上 ・就労移行支援事業による一般就労の移行者数 1.31倍以上 ・就労移行支援事業で一般就労へ移行した者が5割以上の事業所 5割以上 ・就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数 1.29倍以上 ・就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数 1.28倍以上 ・就労定着支援事業の利用者数 1.41倍以上 ・就労支援事業による就労定着率 7割以上の事業所を2割5分以上 ・地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会（就労支援部会）等を活用して取組を推進
第2節 障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策	
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築 ・難聴児の早期発見・早期療育を推進するための取扱・取組を明記 ・新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進 ・医療的ケア児支援センターの設置、総合調整するコーディネーターを配置 ・障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置 	
第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備 ・コーディネーター、担当者を配置、効果的な支援体制、緊急時の連絡体制を構築 ・強度行動障がい等を有する者への支援体制の整備 	
第4節 障がい福祉サービス等の見込量と確保策	
1	訪問系サービス
2	日中活動系サービス
3	居住系サービス
4	相談支援
5	障がい児通所支援
6	障がい児入所支援
7	障がい児相談支援
第5節 発達障がいのある人等に対する支援	
第6節 指定障がい福祉サービス等に従事する人材の養成及び指定障がいサービス等の質の向上	
1	サービスの提供に係る人材の研修
2	指定障がい福祉サービス等支援の事業者に対する第三者評価
3	指導監督結果の関係市町村との共有

第7節	その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項
1	障がいのある人等に対する虐待の防止
2	意思決定支援の促進
3	障がいのある人の文化芸術活動の推進
4	障がいを理由とする差別の解消の推進
5	事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
6	共生型サービスの促進
第8節	県の実施する地域生活支援事業
1	専門性の高い相談支援事業
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
4	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整業務
5	広域的な支援事業 ・各市町村において基幹相談支援センターを設置 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うための体制の確保
6	福祉サービス従事者、指導者等育成事業 ・相談支援専門員等に対する意思決定支援に関する研修の推進
7	その他の事業
第9節	収入水準向上のための計画
第3章	推進体制
第1節	連携協力の確保
第2節	進捗状況の管理及び評価
別表	成果目標
【資料】	